平成２３年（フ）第１０４号
山口市古熊３丁目６番３号
債務者　池田　博昭
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1541番地
債務者　山岡　和博
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１８号
熊本市龍田１丁目23番53号、前住所熊本県菊池市泗水町吉富484番地１
債務者　西村　智子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３５３号
大阪市住吉区苅田５丁目13番19号　門口マンション305号
債務者　関　久美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８１号
大阪市東成区大今里４丁目１番17号
債務者　船橋　宏治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６６号
大阪府東大阪市上小阪４丁目８番17号
債務者　大垣　健一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６号
熊本県八代市井上町１番地１　301
債務者　馬場　亮輔
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１４４８号
横浜市都筑区池辺町3533番地　横浜小机北パークホームズ505号
債務者　平野　一也
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３４号
横浜市西区西戸部町３丁目269番地　平田荘202号
債務者　村田　四郎
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４６号
横浜市港南区日野２丁目62番11号
債務者　成田　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５２号
横浜市港北区日吉５丁目１番17号　ジュネ日吉201
債務者　大木　修一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５５号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地42棟304号
債務者　赤荻　健雄
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1162番地　サンヴィレッジＢ棟101号
債務者　高師　恵里（旧姓原島）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２１５号
東京都江戸川区大杉１丁目10―８―215
債務者　今野　貴泰
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２１６号
東京都東村山市富士見町４丁目６―23　メゾンＫ102
債務者　笠井　正司（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２１７号
東京都東村山市富士見町４丁目６―23　メゾンＫ102
債務者　笠井奈津美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部